

住 所 彦根市南川瀬町771

氏 名 株式会社杉本商事

代表取締役 珍道 直人 様

令和5年6月15日 付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和47年彦根市条例第9号）第23条の規定により次の条件を付けて許可する。

令和5年7月4日

彦根市長 和田 裕行



営業所の所在地	彦根市南川瀬町771
および名称	株式会社杉本商事
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（事業系可燃・粗大、家庭系）
収集運搬および 処分の別	収集・運搬
営業の区域	彦根市一般廃棄物処理計画区域
取扱料金	彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例第11条第1項に規定する処理手数料の額以下
営業許可期間	令和5年7月4日 から 令和7年7月3日 まで
許可条件	<p>1 許可する一般廃棄物の収集または運搬は、次のように行うこと。</p> <p>(1)一般廃棄物が飛散し、および流出しないようにすること。</p> <p>(2)収集または運搬に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 運搬車、運搬容器は、一般廃棄物が飛散し、および流失し、ならびに悪臭が漏れるおそれのないものであること。</p> <p>3 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。</p> <p>(1)積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。</p> <p>(2)積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流失し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>(3)積替えの場所には、ねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>(以上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条による。)</p> <p>4 事業車両には、「彦根市一般廃棄物処理業許可業者」である旨を記載すること。</p> <p>5 排出される一般廃棄物に関しては、再生利用、資源化等を行うなどして、減量に努めるとともに、その分別に協力するよう努めること。</p>